

見本

【原本：薄い水色】

1/4

広島市〇〇〇区長

介護保険料 納入通知書兼特別徴収開始通知書

令和7年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

令和7年度（令和7年度分）

| | | | |
|--------|-----------|--------|-------|
| 被保険者番号 | 999999999 | 被保険者氏名 | 広島 太郎 |
|--------|-----------|--------|-------|

| | | | | | |
|-------|-----|----|------------|------|---------|
| 賦課の根拠 | 本人 | 世帯 | 合計所得金額 | 所得段階 | 課税年金収入額 |
| | 非課税 | 課税 | 1,000,000円 | 第5段階 | 0円 |

| | | | | | |
|--------|---------|-----|----|------|---------|
| 算出保険料額 | 76,800円 | 減免額 | 0円 | 保険料額 | 76,800円 |
|--------|---------|-----|----|------|---------|

これからの徴収方法等

| | |
|----------|-------------|
| 徴収方法 | 特別徴収（年金天引き） |
| 特別徴収義務者 | 厚生労働大臣 |
| 特別徴収対象年金 | 厚生年金保険障害年金 |

（右の月別保険料額等でご確認ください。）

月別保険料

| | 特 | 普通徴収(円) | 納付期限(口座振替日) |
|-----|--------|---------|-------------|
| 4月 | | | 4月30日 |
| 5月 | | | 6月2日 |
| 6月 | | | 6月30日 |
| 7月 | | | 7月31日 |
| 8月 | | | ***** |
| 9月 | | | ***** |
| 10月 | | | ***** |
| 11月 | | | ***** |
| 12月 | | | ***** |
| 1月 | | | ***** |
| 2月 | 12,800 | | ***** |
| 3月 | | | ***** |
| 計 | 51,200 | 25,600 | |
| 合計額 | 76,800 | | |

所得段階が1～3段階のもので、令和7年8月1日以降に送付されたもの。
 所得段階が第4段階以上の場合は他の書類を使用してください。

65歳になられた年度においては、この通知でお知らせした額のほか、第2号被保険者（40～64歳のかた）としての保険料を、医療保険者へ別に収めていただく場合があります。

指定預貯金口座（口座振替の場合）

| | |
|-------|-------|
| 金融機関名 | ***** |
| 口座名義人 | ***** |
| | ***** |

保険料算定の基礎

| 期間 | 段階 | 月数 | 通年保険料額 | 算出保険料額 |
|-------|----|----|---------|---------|
| 4月～3月 | 5 | 12 | 76,800円 | 76,800円 |
| 合計 | | | | 76,800円 |

問い合わせ先 広島市●●区△課××係
 〒 - 広島県広島市 区 丁目 番号
 TEL - - FAX - -

不服申立て及び処分取消しの訴えについて

この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することはできません。この場合、審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、広島市を被告（広島市長が被告の代表者となります。）として提訴することができます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。